

10月は臓器移植普及推進月間・ 骨髄バンク推進月間です



臓器移植とは？

毎年10月を「臓器移植普及推進月間」として、臓器移植の一層の定着・推進を図るため、臓器移植に対する理解と協力のための普及啓発を行っています。

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなり、移植でしか治療できない方に、他者の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。善意による臓器の提供や広く社会の理解と支援がなければ成り立たない医療です。

福祉保健課窓口で臓器移植意思表示カードを設置しています。これは、脳死状態になったときに他者に臓器を提供するかどうかの意思表示を行うカードです。運転免許証や健康保険証でも意思表示を行うことができます。

臓器移植・臓器提供についての詳細は、日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。



日本臓器移植
ネットワーク
ホームページ



骨髄バンクとは？

毎年10月を「骨髄バンク推進月間」として、骨髄バンク事業に対する理解と協力のための普及啓発を行っています。

骨髄バンクとは、白血病をはじめとする血液疾患のため、「骨髄移植」などが必要な患者さんと、骨髄を提供するドナーをつなぐ公的事業です。

全国のドナー登録者は、令和6年3月末現在554,123人、移植を待つ患者さんは1,652人おられます。令和5年度は、1,092人に対し移植が行われました。移植

を希望する患者さんの約60%しか移植を受けられていない現状です。

移植には患者とドナーの白血球の型が適合することが必要ですが、その確率は数百から数万分の一です。移植を希望するすべての患者さんが骨髄移植のチャンスを得るためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。

ドナー登録の方法や骨髄提供の流れなどの詳細は日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。



日本
骨髄バンク
ホームページ

日野町骨髄等移植ドナー支援事業助成金について

町では、骨髄等を提供された方(ドナー)やドナーを雇用する事業所に対し助成金の交付を行っています。申請方法や必要書類については、福祉保健課保健担当までお問い合わせいただきますようお願いします。

●助成対象者

- ①日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にて骨髄または末梢血幹細胞を提供した方(ドナー)
- ②①に該当する方を雇用する事業所

●助成金額

- ①ドナーの方
骨髄等を提供するための通院、入院または医師等との面談に要した日数1日につき2万円
(最大7日間:14万円)
- ②事業所
ドナーが骨髄等を提供するための通院等の日数のうち休暇を付与した日数1日につき1万円
(最大7日間:7万円)

骨髄ボランティア(ドナー登録説明員募集のご案内)について

多くのドナーに登録していただくためには「ドナー登録説明員」が必要です。滋賀県内では、骨髄バンクドナー登録への説明を行う「ドナー登録説明員」が不足しています。

現在、「滋賀県骨髄献血の和を広げる会」では、骨髄バ

ンクドナー登録の際に説明を行うボランティア「ドナー登録説明員」を募集されています。詳しくは、「滋賀県骨髄献血の和を広げる会」のホームページをご覧ください。



滋賀県骨髄献血
の和を広げる会
ホームページ

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当 ☎ 0748-52-6574



早期発見が大切！ 乳がん検診とブレスト・アウェアネス

毎年10月を「ピンクリボン月間」とし、「乳がんの早期発見、早期治療」を啓発・推進する取り組みが世界的に行われています。

乳がんは「エストロゲン」と呼ばれる女性ホルモンが深く関わっています。女性が発症するがんの中で最も多く、乳がんを発症する女性は9人に1人といわれるほど、身近な病気となっており、年間14,000人以上の人が亡くなっています。特に40～50歳代をピークに発症が増えており、仕事や子育て、介護など大切な時期に重なることが多いため、早い時期からがんに備えることが大切です。

そこで、自分の乳房に関心を持った生活習慣（ブレスト・アウェアネス）について、ご紹介します。

新しい暮らしの習慣に・・・

ブレスト・アウェアネス

ブレスト・アウェアネスとは、乳房を意識する生活習慣のことをいいます。

- ① 自分の乳房の状態を知る
月に1度のセルフチェック(自己触診)を行って、普段の乳房の状態を知っておきましょう
- ② 自分の乳房の変化に気をつける
しこり・皮膚のくぼみ・血性の乳頭分泌など
- ③ 変化に気づいたらすぐに乳腺外科などの専門の医師に相談する
- ④ 40歳になったら、2年に1回乳がん検診を受ける
町の集団検診、または個別検診(滋賀県内の指定医療機関)で受診することができます。



町ホームページ
健診ガイド
(集団健診)



町ホームページ
乳がん検診・
子宮頸がん検診

◆問い合わせ先

福祉保健課 保健担当 ☎ 0748-52-6574

みんなで支えあう

国民健康保険

社会保険への被扶養者認定手続きをおすすめします

現在、国民健康保険に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

★社会保険等の被扶養者と認定される基準は：

・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族

・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること

・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等を受給されている場合は年間収入が180万円未満であること

・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること

※公的年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

※勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合がありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

★社会保険等の扶養になった時の利点は：

国民健康保険は被保険者の人数によって保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

★社会保険等の被扶養者に認定されたら：

国民健康保険の喪失手続きが必要です。マイナ保険証を利用されている方についても、被扶養者として社会保険に加入された場合は、国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

次のものをご持参のうえ、住民課保険年金担当へ届け出てください。

・新しく被扶養者と認定された健康保険の健康保険証

※保険証廃止後(令和6年12月2日以降)は、新しく被扶養者と認定されたことがわかる証明書等をお持ちください。

・国民健康保険の被保険者証

・窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの(写真付きのものは1点、それ以外のものは2点)

・窓口に来られる方と健康保険の手続きが必要な方の個人番号(マイナンバー)がわかる書類

◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎ 0748-52-6584